

長門市次世代育成支援行動計画 (後期計画)

～みすゞの^{ゆめ}こころ未来プラン～

2010→2014

平成 22 年度

平成 26 年度

Next generation rests upon children. We wish them sound growth, have importance of the life that exists in the poetry of Misuzu Kaneko , and settle on this plan in Nagato city.

平成22年3月
山口県長門市

●目次●

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
第2章 本市における子育ての現況	3
1 本市の現況と将来推計	
2 本市の少子化の現状と動向	
3 次世代育成支援行動計画二一ズ調査の結果	
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本的な視点	
2 基本理念	
3 基本目標	
※ 行動計画目施策系図	
第4章 計画の内容	11
基本目標1 すべての子どもの人権擁護	11
基本施策1 要保護児童・要支援家庭対策	
基本施策2 いじめ・不登校対策	
基本施策3 青少年期の健全育成	
基本目標2 仕事と生活の調和の実現	14
基本施策1 乳幼児における多様な保育サービスの充実	
基本施策2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の充実	
基本施策3 子育てと仕事の両立支援	
基本目標3 子育て家庭を支援する仕組みづくり	18
基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実	
基本施策2 子育て支援のネットワークづくり	
基本施策3 経済的支援の充実	
基本施策4 ひとり親家庭、障害・発達に遅れのある子どもへの支援	
基本目標4 次代を担う子どもの自立を育む人づくり	25
基本施策1 幼児期の教育環境の充実	
基本施策2 学校教育環境の充実	
基本施策3 家庭や地域教育力の向上	

基本目標5 健やかに産み育てる環境づくり 30

- 基本施策1 子どもや母親の健康の確保
- 基本施策2 小児医療の充実
- 基本施策3 食育の推進
- 基本施策4 良好な居住環境の確保
- 基本施策5 安心・安全なまちづくりの推進
- 基本施策6 公園・遊び場の充実

資料	① 目標事業量の設定	38
	② 計画の推進体制	39
	③ 長門市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	40
	④ 次世代育成支援行動計画二一ズ調査	別冊 1～37

第1章 計画の策定にあたって

次世代育成支援対策とは



次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいいます。（次世代育成支援対策推進法第2条）

1 計画策定の背景

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。次世代育成支援対策の実施にあたっては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮した施策に取り組んでいく必要があります。

このことから、国の動向や山口県の行動計画を踏まえ、平成17年3月、次代を担う子どもと子育て家庭を総合的に支援するために「長門市次世代育成支援行動計画ーみすゞのこころ未来プラン」（以下「前期計画」という。）を策定し、次世代育成支援の推進を図ってきたところです。

前期計画を策定した同年、わが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録しました。また、平成18年に発表された「日本の将来推計人口」の合計特殊出生率は、2055年にあっても変わらず1.26と示されました。これにより、国民全体が将来の不安を感じることとなりました。

国においては、出生率の低下の原因として、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討を進め、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をまとめました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとし、平成18年6月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、全国的に少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところです。

2 計画の性格

- 1 この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、本市が今後取り組むべき次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。
- 2 この計画は、国の次世代育成支援対策推進法や県の行動計画、あるいは、本市の上位計画である「長門市総合計画」や関連計画との整合性を図り、本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。
- 3 この計画は、児童福祉、母子保健、労働、教育、生活環境等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して総合的に取り組むものです。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村行動計画等は5年ごとに、5年を1期として策定するものとしています。前期計画は、平成17年度から平成21年度までを第1期の計画期間としていることから、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、この計画は、第2期にあたる平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「後期計画」として位置づけます。

4 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「児童」とは、児童福祉法第4条第1項に基づき、満18歳に満たない者を指します。

ゆめ ～みすゞのこころ未来プラン～ サブタイトルの意図するところ

次の世代は子どもたちにかかっています。私達は、彼らの健全な育成を願い、金子みすゞの詩の中にもある「命の大切さ」をもって、長門市においてこの計画を策定します。

Next generation rests upon children. We wish them sound growth, have importance of the life that exists in the poetry of Misuzu Kaneko, and settle on this plan in Nagato city.



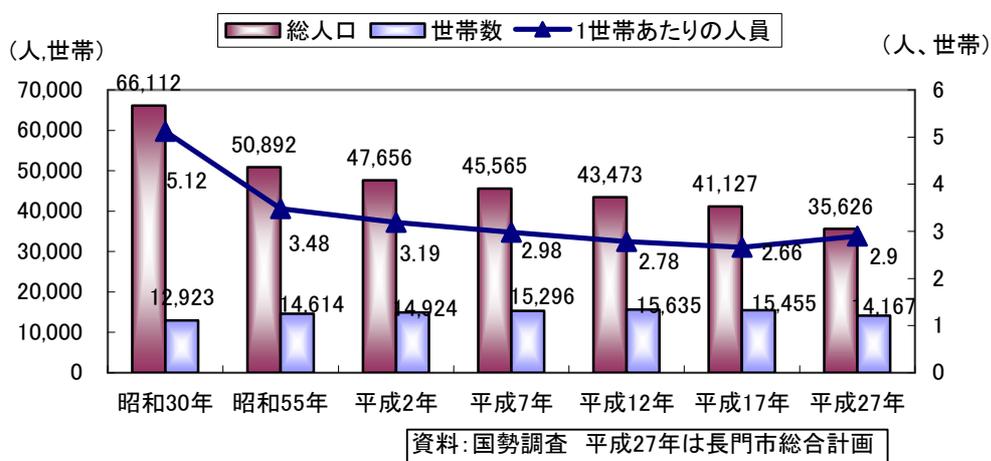
第2章 本市における子育ての現況

1 本市の現況と将来推計

(1) 総人口などの現況

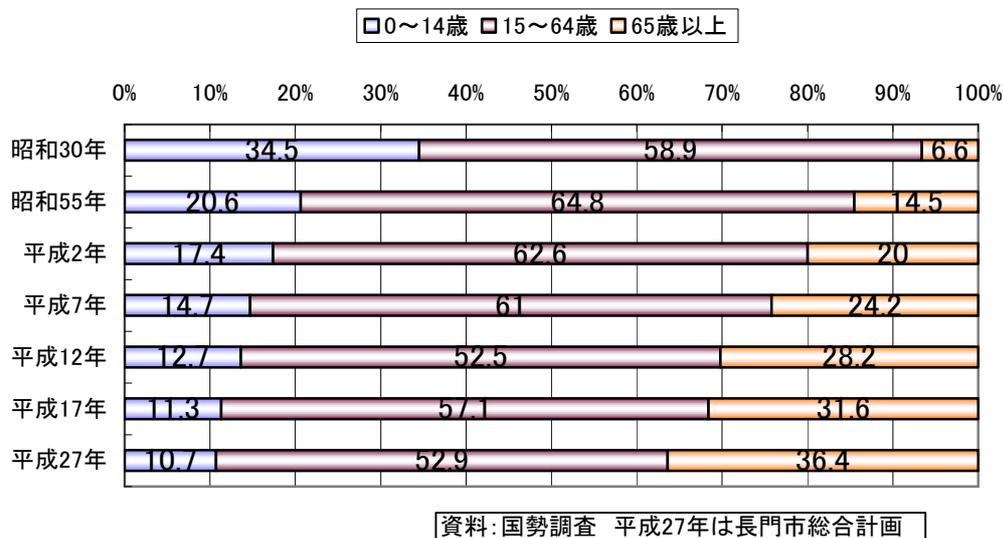
旧長門市と旧大津郡3町は、昭和30年の66,112人をピークに人口が減少し、平成17年の市町合併時には、41,127人と、昭和55年の50,892人と比較すると、9,765人の減少となっています。

【図2-1】人口と世帯の推移



平成17年の年齢3区別の人口構成比は、昭和30年と比較すると、0歳から14歳までの比率は、約1/3の減少となっています。これに対し、65歳以上の比率は5倍以上の増加となり、少子高齢社会を顕著に表しています。

【図2-2】年齢別人口構成比の推移

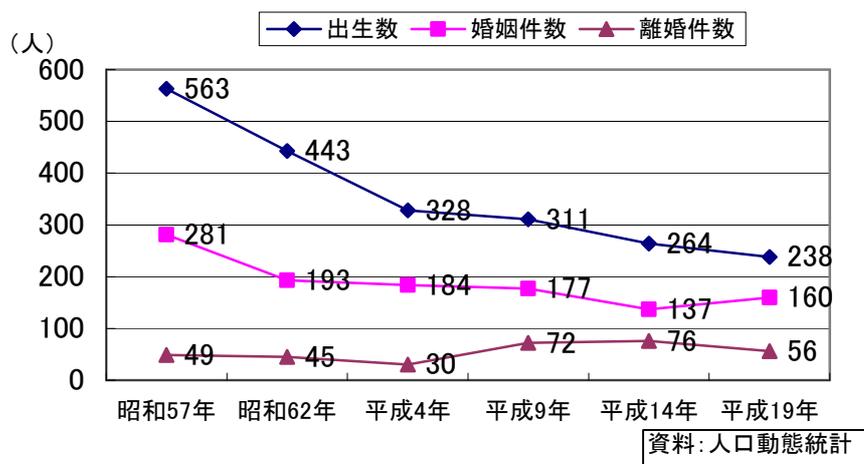


2 本市の少子化の現状と動向

(1) 出生・婚姻・離婚の動向

昭和57年の出生数、婚姻件数、離婚件数の関係は、婚姻件数を1とすると出生数は2倍、離婚件数は婚姻件数の約17%の割合でしたが、平成19年には、出生数が1.49倍まで下がったのに比べ、離婚件数は約35%まで上がっています。この図から、婚姻1件当たりに対する出生率が減少し、逆に離婚率が上がっていることがわかります。

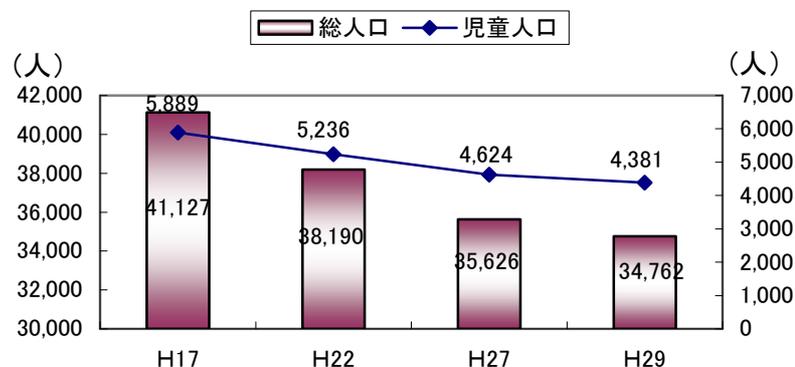
【図2-3】出生数、婚姻件数、離婚件数の推移



(2) 児童数の動向

将来人口の推計は、男女別年齢別人口の過去の変化率をもとに算定しており（コーホート変化率法）、平成29年における総人口は、平成17年の人口の約15%減の34,762人、児童人口は4,381人になると予想されます。

【図2-4】人口・児童数の推移

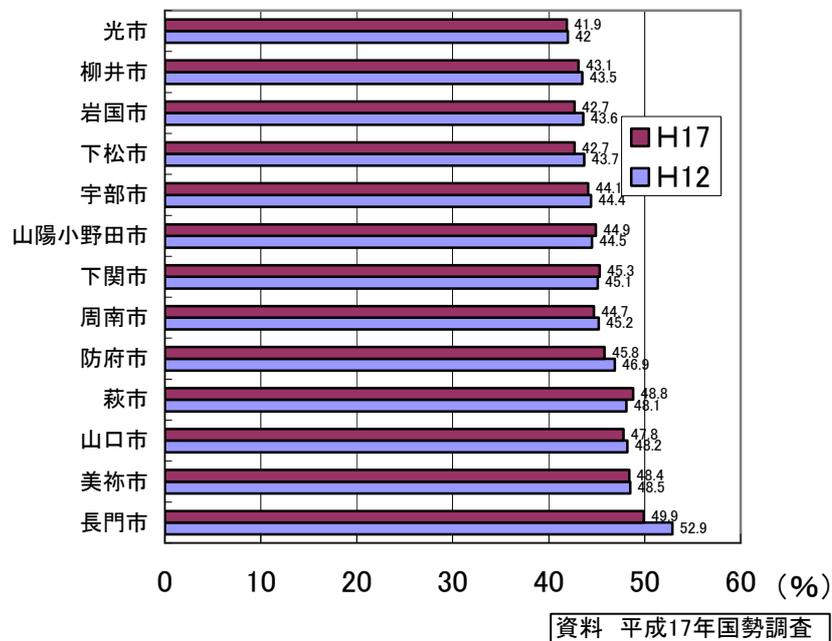


資料 コーホート変化率法による
 ※コーホート変化率法
 コーホートとは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動向から「変化率」を求め、それに基づき将来の人口を推計する方法。

(3) 女性の就業率

本市は女性の就業率が高く、平成12年は52.9%、平成17年は49.9%と、約2人に1人が就業していることがわかります。この数値は、県内13市の中では最も高い就業率となっています。

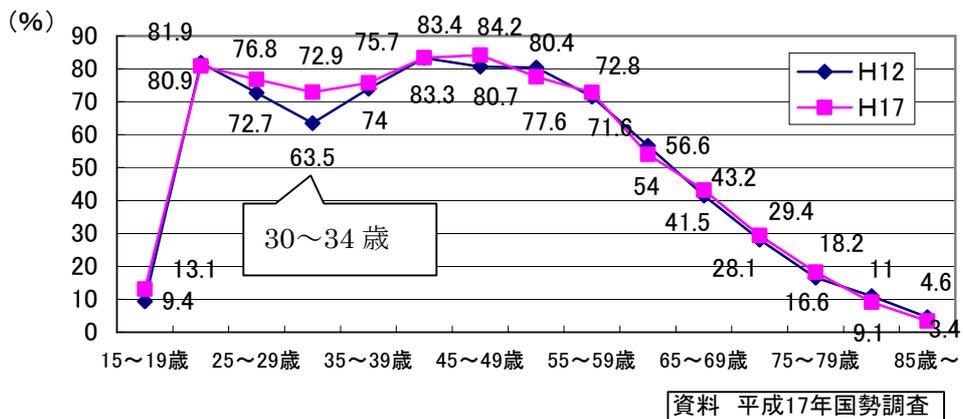
【図2-5】県内市部の女性就業率



本市の「女性の年齢別労働力人口比率」を平成12年と平成17年で比較すると、ほぼ同じようなM字曲線を描いていますが、M字の谷間にあたる「30歳～34歳」で、平成17年の方が9.4ポイントほど高い比率となっています。この9.4ポイントの差は、子どもが小さいうちに職場に復帰したり、再就職する率が上がっていると考えられ、3歳未満児の保育園入所の増加につながっていると推測されます。

また、2つのグラフの最高値は平成17年の「45歳～49歳」の84.2%、続いて「40歳～44歳」の83.4%となっています。これらは、5人に4人強の女性が就労している状況であり、40歳台をピークに本市の女性の就業率が非常に高いことがわかります。

【図2-6】女性の年齢別労働力人口比率



3 次世代育成支援行動計画ニーズ調査の結果

(1) ニーズ調査の概要

この計画の策定に先立ち、子育てに関する生活実態や意見・要望などを把握するために、ニーズ調査を実施しました。また、今回は、主に保育や放課後児童クラブについて、潜在需要も含めたサービス量の拡充をめざすために、厚生労働省主催の「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育等のニーズ調査をあわせて行いました。

〈ニーズ調査の対象〉

長門市内に居住する小学校6年生以下の児童を持つすべての世帯のうち、同一世帯に就学前児童が2人以上いる場合はその中で年齢の最も高い児童、あるいは、就学児童が2人以上いる場合は、その中で年齢の最も低い児童を対象としました。(就学前児童と就学児童の調査票が両方配布された家庭あり)

【調査対象】	就学前児童	1,129人	
	就学児童(1~3年)	800人	
	就学児童(4~6年)	565人	計 2,494人

【調査家庭数】 1,224世帯

- ① 実施期間 平成20年8月25日から9月5日まで
- ② 回収部数 就学前児童分 1,033部(回収率91.50%)
就学児童分 1,285部(回収率94.14%)
- ③ 全回収分(上記②+無回答分50部) 2,368部(回収率94.95%)

※長門市次世代ニーズ調査 集計結果(別冊)参照

(2) 重点項目課題

長門市次世代ニーズ調査のアンケート結果から、経済的支援以外に要望が多かった意見は次のとおりです。

- (1) 保育士の質の向上
- (2) 保育園における保育サービスの均等化
- (3) 通学路の歩道や外灯の整備
- (4) 乳幼児、学童など年代ごとに利用しやすい遊び場
- (5) 遊具の点検、修繕
- (6) サービスや制度の周知徹底
- (7) 事業主への働きかけ(子育て家庭への雇用待遇について)
- (8) 児童クラブの待機児童対策
- (9) 父子家庭への支援

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

後期計画を策定するにあたり、前期計画で示した3つの方向性を引き続き基本的な視点とします。

基本的な視点（1） 子どもが幸せに健やかに育つために

基本的な視点（2） 親がゆとりを持って安心して子育てできるために

基本的な視点（3） 地域が温かく子育て、子育てを支えるために

（1） 子どもが幸せに健やかに育つために

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みが重要です。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みが必要です。

（2） 親がゆとりを持って安心して子育てできるために

① サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個々のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取り組みが必要です。

② すべての子どもの家庭への支援の視点

仕事と子育ての両立支援から、子育ての孤立化などの問題も踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みが必要です。

③ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量の適切な確保とともに、サービスの質の確保・向上が重要です。このために、サービスの質を評価し、向上していくという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取り組みを進める必要があります。

(3) 地域が温かく子育て、子育てを支えるために

① 社会全体で支援する視点

すべての子どもが社会を構成する重要な一員として、心身ともに健やかに成長するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域、企業、行政をはじめとした社会全体で協力して取り組むべき視点から、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と市民協働による取り組みが必要です。

② 地域特性の視点

長門市総合計画にもあるように、豊饒の海と大地に恵まれた地域資源を「守る」「活かす」「育てる」の視点から、長門の良さを積極的に対外的にアピールすることで、改めて子どもたちをはじめ地域住民に長門市を好きになってもらう取り組みを、地域との連携と協働により進める必要があります。

2 基本理念

子どもの笑顔と成長が市民の心をつなぐまち

～すべての子どもの健やかな成長は、親子の心と生活の安定から～

前期計画で設定した基本理念をそのまま引き継ぐこととし、夢のある子どもの成長を願い、子どもを取り巻く豊かな社会環境づくりをめざします。

しかし、便利さ、快適さを追求する現在の社会環境は、必ずしも子どもの成長に良しとするものばかりではありません。また、不平や不満で飽和状態になっている親に育てられることにより影響を受けるのは子ども自身です。金子みすゞの詩にあるように、子ども一人ひとりの命を、大切な授かりものとして次代にきちんとつないでいくことが大人たちの使命です。

そこで後期計画では、子育て不安を持つ親子の心と生活の安定をめざした施策を核とするサブタイトルを加え、子どもや保護者の精神的不安を解決し、笑顔で子育て、子育てできるまちづくりを基本理念とします。

3 基本目標

本計画の基本理念「子どもの笑顔と成長が市民の心をつなぐまち～すべての子どもの健やかな成長は、親子の心と生活の安定から～」の実現に向けて、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります

① すべての子どもの人権擁護

子ども一人ひとりの命は、長門市の次代を担う大切な宝です。本計画では、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、本市を代表する童謡詩人、金子みすゞの詩の根底にある「命の大切さ」をもって、すべての子どもの人権を守る取り組みを進めます。

② 仕事と生活の調和の実現

20歳から54歳までの女性の就業率の平均が約78.8%という高い割合にある本市では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が大きな課題となっています。保育ニーズに対応することはもとより、働き方の見直しや働きやすい職場環境を構築するために事業主への理解を求める取り組みを進めます。

③ 子育て家庭を支援する仕組みづくり

すべての子育て家庭が安心して子どもを育てるための仕組みが、国の施策により大きく整備され始めています。市では、これらの施策を活かして、地域全体で子育て家庭を支える取り組みを進めます。

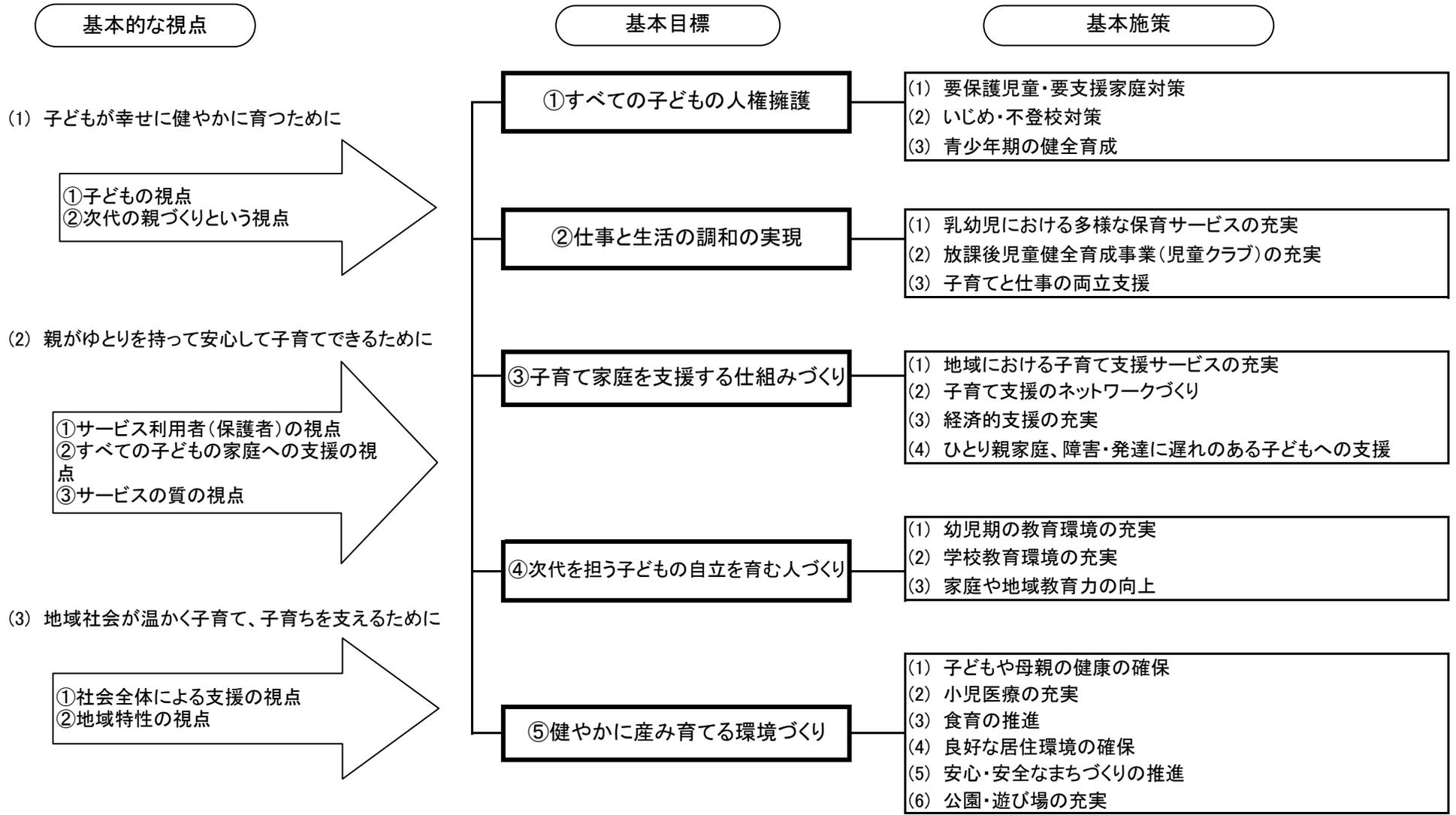
④ 次代を担う子どもの自立を育む人づくり

子どもが自己を育て、調和の取れた人間として総合的に成長するため、家庭教育から始まり、幼児教育、学校教育に至るまでの生涯学習を徹底し、家庭、学校、地域が連携し、それぞれの持っている教育力の活性化を図ります。

⑤ 健やかに産み育てる環境づくり

子どもを授かった男女が、親として子どもと共に育ち、あたたかい家庭を築いていくためには、何よりもみんなが心身ともに健康であることが必要です。良好な居住環境の下、子どもを安心・安全に産み育てる環境づくりを行政、地域が一体となって推進します。

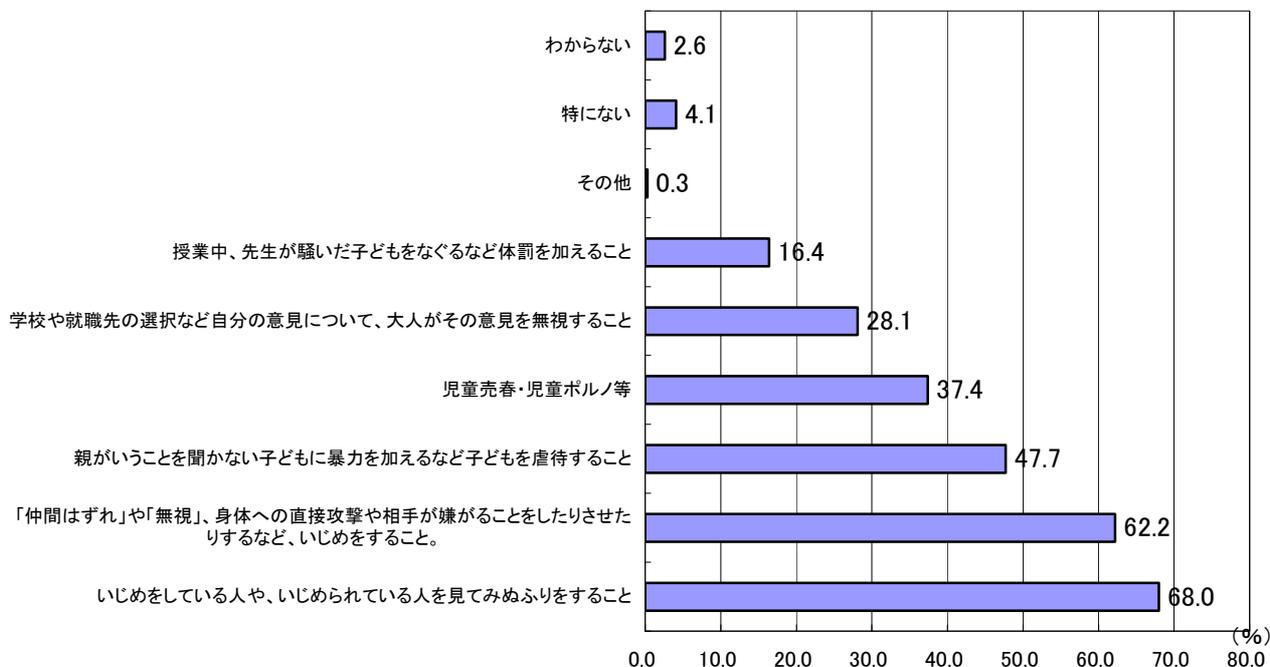
基本理念 **子どもの笑顔と成長が市民の心をつなぐまち**
～すべての子どもの健やかな成長は、親子の心と生活の安定から～



第4章 計画の内容

基本目標 1 すべての子どもの人権擁護

【図4-1】 子どもに関することから、人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか？



●これまでの取り組み●

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、協議会における代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の役割を明確にし、平成20年4月からは、主たる相談窓口である家庭児童相談員を2名体制としました。また、子ども未来室が調整機関となって、学校、保育園、幼稚園、教育委員会、警察、児童相談所との連携を図り、早期発見、早期対策に努めてきました。教育委員会関連では、不登校児童対策として平成18年度に教育支援センターを開設。その他「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」、「子どもと親の相談員」などの相談施策の拡充を図ってきました。

子どもの社会性や主体性を育み、健全に育成していくために、学校・保護者会・自治会などの関係団体が連携し、各地区に青少年育成市民会議を設け、有害な商品の陳列方法の改善や酒・タバコ等の販売規制を依頼するなど、青少年の健全育成・非行化防止の推進に取り組んできました。



教育支援センター内の様子

●課題●

子どもの健全な発育を阻害する要因として、複雑な家庭環境や、精神的に不安定な状態で妊娠・出産する女性の増加、親の養育能力の欠如があります。これらの家庭は潜在化しており、またプライバシーに大きく関わるため、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業への工夫が求められています。

●施策展開●

基本施策 ①要保護児童・要支援家庭対策

児童福祉部署と母子保健部署との密な情報交換により、訪問・相談事業の更なる充実を図ります。

幼年期・学童期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。そのため、一日の大半を過ごす保育園、幼稚園、学校等は、子どものみならずその背景にある家庭状況を把握する大変貴重な情報源となります。2名の家庭児童相談員を中心として、情報をタイムリーにつかみ、関係機関との連携のもと、要保護児童・要支援家庭の早期発見、早期対応を図ります。

主な取組	内 容	窓口担当
要保護児童対策地域協議会の効果的な運営	協議会に係わる関係者の役割を明確にし、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を効果的に運営します。	地域福祉課
気になる家庭を早期発見するための、全戸訪問の効果的な実施	乳幼児全戸訪問事業（保健師・母子保健推進員）の効果的な活用により、要保護児童、要支援家庭の早期発見、早期対応に努めます。	健康増進課 各支所
児童虐待を未然に防ぐための関係機関との連携	養育支援訪問事業や、保育園、幼稚園、学校、警察、病院、児童相談所など関係機関との緊密な連携により、要保護児童・要支援家庭の早期発見、早期対応に努めます。	地域福祉課 健康増進課 学校教育課 各学校 企画政策課 （市民活動推進室） 各支所
家庭児童相談に関すること	市の家庭児童相談の主なる窓口として、家庭児童相談員を配置し、相談・調査・指導等を実施し、問題解決にあたります。	地域福祉課
民生委員児童委員協議会との連携	市が児童委員、主任児童委員と連携することで、地域における児童や妊産婦に係る気になる家庭への支援活動の充実を図ります。	地域福祉課 健康増進課 各支所
母子保健推進員の育成と活動の充実	育児不安解消のための声かけ運動、地区の訪問や輪づくり運動を充実します。	健康増進課 各支所

基本施策 ②いじめ・不登校対策

各種相談員や関係機関などがより一層の連携をとりながら、相互に情報の収集・提供や協力ができるネットワーク化を推進し、不登校児童の将来の社会的自立に向けて、復学等へのきっかけづくりなど、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

主な取組	内 容	窓口担当
不登校児童への支援に関する事	不登校児童の将来の社会的自立に向けて、学校復帰等へのきっかけづくりなど一人ひとりの状況に応じた支援を行います。 また、教育支援センター、学校、家庭児童相談員、児童相談所、警察等が密接に連携し、それぞれの立場に応じてきめ細かい対応を図ります。	学校教育課 (教育支援センター) 地域福祉課
教育相談に関する事	いじめや不登校の問題に相談員(臨床心理士)が専門性を生かして対応し、関係諸機関と連携して問題解決にあたります。	学校教育課 (教育支援センター)

基本施策 ③青少年期の健全育成

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

喫煙や薬物等に関する指導、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めていきます。

主な取組	内 容	窓口担当
性教育に関する事	各学校において、性に関する教育についての年間指導計画を作成し、各教科や活動の中で正しい知識の普及に取り組みます。	各学校
薬物等に関する指導に関する事	各学校において、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施計画書・報告書を健康福祉センターに提出、外部機関と連携のうえ薬物等の防止に取り組みます。	各学校
青少年育成・青少年問題に関する事	学校・保護者会・自治会などの関係団体が連携し、各地区にある青少年育成市民会議の活動を推進します。	生涯学習スポーツ振興課
有害図書等の販売規制に関する事	青少年育成市民会議に有害な商品の陳列方法の改善や酒・タバコ等の販売規制を依頼し、青少年の健全育成・非行防止の推進に取り組みます。	生涯学習スポーツ振興課

第4章 計画の内容

基本目標 2 仕事と生活の調和の実現

●これまでの取り組み●

前期計画中の「多様なニーズに即した保育サービスの充実」をより具体化するため、本市は、平成19年8月に長門市子育て支援計画を策定し、保育施設の適正配置を進めてきました。

▼ 保育施設の統廃合の推移

H18年度末 西深川保育園・向陽保育園・青海島児童館を廃園

⇒ H19年度～ みのり保育園を開園

H19年度末 宇津賀保育園・川尻保育園を廃園

H21年度末 伊上保育園・渋木児童館を廃園

平成20年度から、子ども未来室長に保育園長を迎え、公立保育園・幼稚園の統括及び調整機能の充実を図り、また、栄養士を配属することで、給食・衛生指導や食育などの分野に積極的に取り組んできました。

また、施設間格差を解消するため、国の基金等を活用して、給食室の空調設備の整備やトイレ・保育室の床の改善などに取り組んできたところです。

公立保育園と私立保育園が、それぞれの特性や長所を生かしつつ連携していくことを通じて、地域全体の保育の質を高めることに努めています。

【図4-2】保育施設の各定員と利用状況、建築年、構造、経過年数及び児童一人当たりの月額経費一覧

園名	定員 (人)	H20年度月初日 入所平均人員 (人)	建築年	構造	H20年度児童1名 当たり月額経費(円)
通保育園	30	18	S40	木造	127,362
東深川保育園	150	136	S49	鉄筋	74,886
みのり保育園	120	110	H18	鉄骨	88,376
三隅保育園	150	155	H16	木造	75,048
日置保育園	120	92	S49	鉄骨	75,294
黄波戸保育園	45	13	S53	鉄筋	180,966
菱海保育園	90	88	H6	鉄筋	84,351
久津保育園	30	15	S61	鉄筋	192,492
大浦保育園	30	13	S48	鉄骨	150,866
みすゞ保育園 (私立)	75	89	H15	木造	75,161
計(保育園)	840	729			平均 85,090
俵山幼児園 (八き地保育所)	60	21	S43	木造	68,909

※H20 児童1名当たり月額経費は、各保育園の運営費実支出額を初日入所延累計児童数で除したものの。

※平成21年度末で廃止となる施設は除く。

放課後児童クラブでは、障害児受入れ事業を活用して指導員を加配し、きめ細かい指導体制を図っています。待機児童対策としては、学校との連携により長期休暇における空き教室の確保や、長期休暇などの暑さ、寒さ対策として全クラブの空調設備の整備に取り組んできました。

●課題●

休日保育については、雇用形態の多様化に伴い要望の高い保育サービスとして、今後前向きに検討していく必要があります。

本市の女性の就業率は高く、3歳未満児の保育園入所の増加を増長させている要因となっています。保育士の配置基準が高い3歳未満児の入所が増えることで、保育士の確保が今一番の問題となっています。

【図4-3】 保育関連事業の取組み及び29年度までの実施(目標)予定

園名	土曜終日	開所時間	延長保育	〇才児保育	一時保育	休日保育	子育て支援センター
通保育園	○	7:30~18:00	×	×	○	×	×
東深川保育園	○	7:30~18:30	×	○	○	×	×
みのり保育園	○	7:00~19:00	○	○	○	○	○
三隅保育園	○	7:30~19:00	○	○	○	×	○
日置保育園	○	7:30~18:30	○	○	○	×	○
黄波戸保育園	○	7:30~18:00	×	×	○	×	×
菱海保育園	○	7:30~19:00	○	○	○	×	×
久津保育園	○	8:00~18:00	×	×	○	×	×
大浦保育園	○	8:00~18:00	×	×	○	×	×
みずゞ保育園	○	7:00~19:00	○	○	×	×	○
依山幼児園	午前中のみ 自由登園	8:00~16:45	×	×	×	×	×

※一時保育（一時預かり）については、保育所の定員に空きがある場合に実施します。

児童の全体数が減少しているにもかかわらず、児童クラブへの入会希望者は増加傾向にあります。現在対応している児童クラブだけではニーズに対応できないクラブもあり、利用できる教室等の確保が大きな課題となっています。また、発達障害等を持つ児童や気になる児童に対して、適切な保育を提供できるように指導員の質の向上が求められています。



児童クラブの様子

男女共同参画の意識の浸透により、男性の育児や家事にかかる時間はめざましく増えてきてはいるものの、不況のあおりを受けて長時間労働や休日出勤を余儀なくされている事業所も多々あります。また、学校等では、参観日や奉仕活動など、保護者を学校に出向かせる機会を増やすことで家庭との連携に力を入れていますが、仕事をしている親にとっては、休みたいときに気兼ねなく休める職場ではないという声が多く、子育てと仕事の両立が可能な職場づくりが大きな課題となっています。

●施策展開●

基本施策 ①乳幼児における多様な保育サービスの充実

新保育所保育指針等を踏まえ、保育の質や職員個々の専門性の向上を図るため、県や保育協会等が開催する研修会への積極的な参加を促進します。

休日保育については、土日や祝日に勤務がある職種も多く、実施に向けて検討していきます。

今後、公立保育園がどのような役割を果たしていかなければならないのか、その役割や位置づけを明確にした中で、長門市子育て支援計画書の保育施設の適正配置計画に基づき、公立保育園の統廃合や民間への経営移譲を着実に推進していきます。

認定子ども園や、事業所内保育所などの認可外保育施設については、待機児童対策の有効策として検討していきます。

保育サービスの情報提供や外部評価によるサービスの質の向上を図るため、子ども未来室独自のホームページを構築し、効果的に活用していきます。

主な取組	内容	窓口担当
長門市子育て支援計画の効果的な実施	集団保育の重要性、財政健全化から見た効率的な保育園運営、多様な保育ニーズに柔軟かつ的確に対応するために、公立保育園の統廃合や民間への経営移譲を推進します。	地域福祉課
保育士の質の向上に関すること	新保育所保育指針に沿った質の高い保育を提供するために、保育士の質の向上を図ります。	地域福祉課
障害児の受入れに関すること	保育に欠ける要件にある障害児を受け入れるために、保護者と関係機関で情報交換し、きめ細かい対応に努めます。	地域福祉課
保育要録の効果的な活用	養護と教育の一体化を図り、発達の連続性を小学校にスムーズに引き継ぐために、保育要録を作成し、児童の育ちをつなぎます。	地域福祉課
乳幼児の一時預かりに関すること	一時的に家庭での保育が困難な家庭への支援として、保育所等で児童を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備します。また、保育園のみならず、街中や民間での預かりも視野に入れたサービスも検討していきます。	地域福祉課
へき地保育の推進	へき地保育所の保育内容を充実します。	地域福祉課

保育サービスの情報提供に関すること	子育てホームページの構築により、特色ある保育サービスを広く住民に周知していきます。	地域福祉課
保育サービスの外部評価に関すること	上記ホームページに投稿コーナーを設け、利用者からの意見や要望により保育サービスの充実、改善に努めます。	地域福祉課

基本施策 ②放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の充実

留守家庭児童が放課後や長期休暇など安心・安全に過ごせるために、児童クラブの拡充を図るとともに、クラブ運営の健全化をめざします。

主な取組	内容	窓口担当
児童クラブの運営に関すること	深川・仙崎・三隅・日置・油谷児童クラブの運営を引き続き行っていきます。財政状況にあったクラブ運営をめざし、負担金の改定を検討します。	地域福祉課 各支所
児童クラブの建設に関すること	深川小学校・油谷小学校の校舎改築にあわせて児童クラブを改築し、定員枠の拡大を図ります。	地域福祉課
児童クラブ指導員のスキルアップに関すること	多様な児童の保育に対し、専門性を高めるため、知識や技術の向上を図ります。	地域福祉課

基本施策 ③子育てと仕事の両立支援

子育て家庭が心身ともに健全な家庭生活を送ることが、次代を担う子ども達の健全育成につながることから、企業・事業所に対して長時間労働の是正、育児休業の取得促進等、少子化対策に対する理解と協力を求めています。

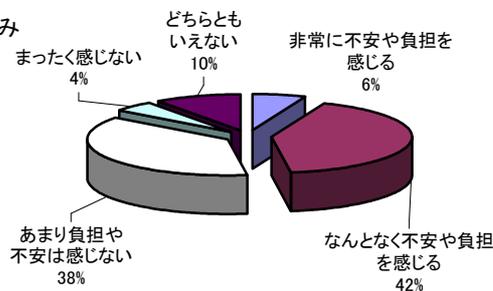
子育てに関して不慣れなことが多い男性のために、母子保健、児童福祉、学校教育、社会教育の中で父親が参加できる機会を設置し、男性の子育てを応援していきます。

主な取組	内容	窓口担当
育児・介護休業法改正についての広報・啓発	企業・事業所に対して長時間労働の是正、育児休業の取得促進等、少子化対策に対する理解と協力を求めています。	商工水産課 地域福祉課
仕事と生活の調和や、次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等	子育てホームページの構築により、仕事と生活の調和に努力されている企業・団体を紹介していきます。	地域福祉課
男性の子育て意識の醸成	母子保健、児童福祉、学校教育、社会教育の中で父親が参加できる機会を設置し、男性の子育て意識の醸成を図ります。	地域福祉課 健康増進課 学校教育課 生涯学習スポーツ振興課
男女共同参画意識の醸成	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野と連携しつつ効果的な取組を推進していきます。	企画政策課

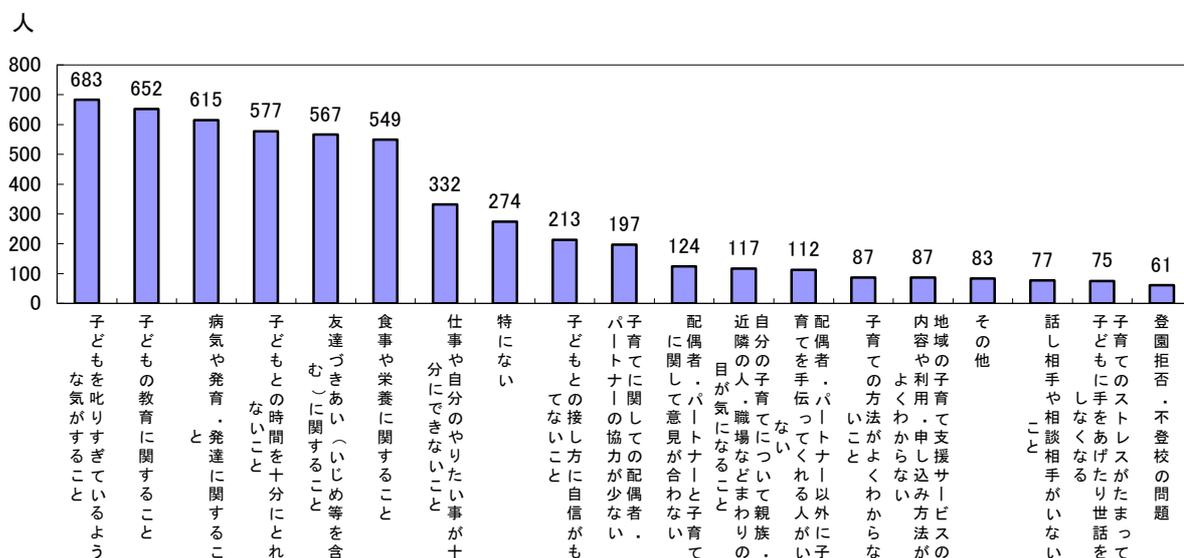
第4章 計画の内容

基本目標 3 子育て家庭を支援する仕組みづくり

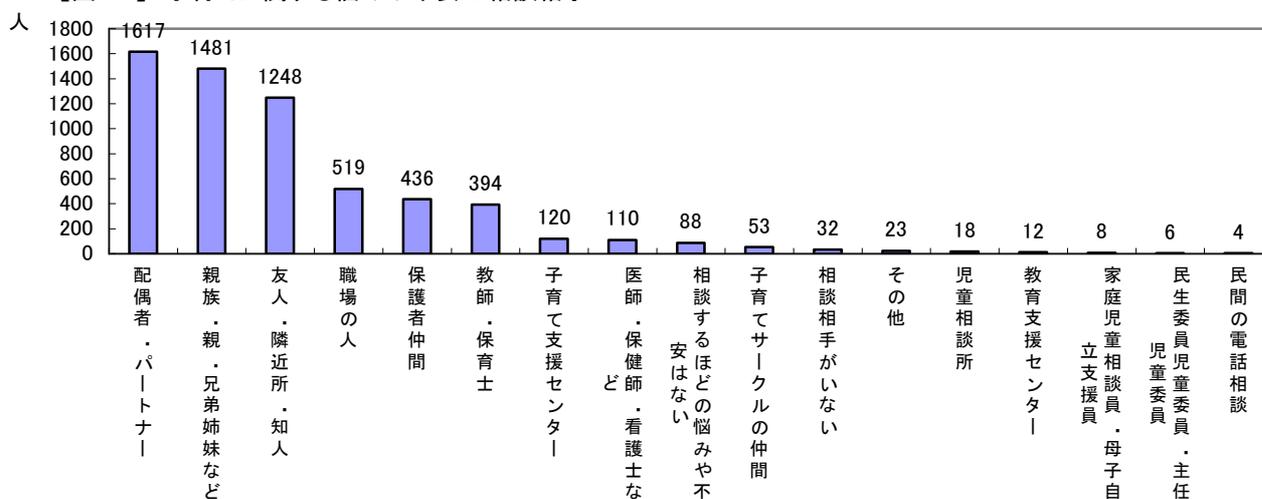
【図4-4】 子育てに関する不安や悩み



【図4-5】 子育てに関して、日常悩んでいること、気になること



【図4-6】 子育てに関する悩みや不安の相談相手



●これまでの取り組み●

平成20年4月から、地域福祉課児童福祉係を子ども未来室としてパワーアップし、子育て支援に係る業務の一元化を図ってきました。その中の一つとして、公立・私立を問わず、子育て支援センターの行事がひと目でわかるように、子育て支援カレンダーを発行しています。また、県の委嘱による地域コーディネーターを核として、子育てサークル、子育て支援センター、子育て家庭に係わる諸団体と行政で構成する子育てネット「わいわいファミリーネットワーク」を構築し、年1回、「わいわいフェスタ」を開催しています。



みのり保育園子育て支援センターの様子



三隅保育園子育て支援センターの様子

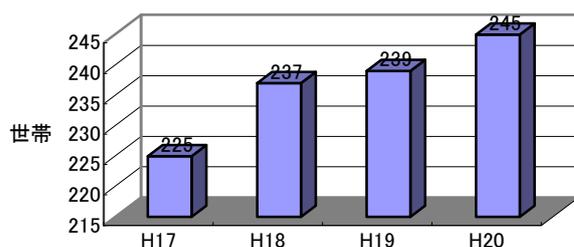


子育て支援カレンダー

心身の発達の支援施策として、平成19年4月に児童デイ・ケアセンターを開設し、児童とその保護者に対し療育を行っています。

年々増加している児童扶養手当支給世帯に対して、市では、母子自立支援員による相談体制を充実させ、情報提供を行ってきたところです。

【図4-7】児童扶養手当支給世帯数



▼子育て支援に係る経済的支援（平成22年3月現在）

- ・ チャイルドシート購入費の半額助成（平成22年3月末で終了）
- ・ 県下でも特に低い利用料（保育料、一時保育及び児童クラブの利用料）
- ・ 福祉医療助成（乳幼児・ひとり親世帯・重度）・・・一部負担金を徴収していない
- ・ 子育て支援センターの利用は無料
- ・ 保育所等の廃止に伴う保育園通園費補助
- ・ 児童手当（平成22年3月分まで）／児童扶養手当／特別児童扶養手当／子育て応援特別手当（平成20年度のみ）
- ・ ひとり親世帯への優遇措置（保育料、児童クラブ、子育て短期支援事業での減額－いずれも所得制限あり）
- ・ 母子家庭の児童の通学費助成
- ・ 母子家庭高等技能訓練促進費／母子家庭自立支援教育訓練給付金
- ・ 病児保育の市民税非課税世帯への減額
- ・ 幼稚園就園奨励費
- ・ 障害児福祉手当／重度心身障害者福祉手当
- ・ 小中学校の就学援助
- ・ 長門市総合公園の遊具の利用は無料

●課題●

サークル等を構成するメンバーが子育て世代でなくなると、活動を継続する熱意が冷め、サークルの存続が危ぶまれる場合があります。妊婦学級や子育て支援センターなどの活用により、サークル員の発掘と確保のための工夫が求められます。



子育て支援センターを中核に、子育て支援グループが集結した日置地区

本市は、合併時に旧市町の最も低い保育料額を適用したため、県下の市で最も低い保育料となっています。（平成20年度における国の基準額と保育料調定額との対比62.7%）

児童クラブの保護者負担金も、本市は県内で一番低い料金設定をしていますが、そのため対象経費が国基準額を大きく上回り、50%を越す市負担となっています。

発達障害を持つ子どもの増加により、保育園や学校等では、指導員や教師に専門的な知識や対応が求められています。また、保護者やその家族の不安を払拭するための行政支援もこれからの課題となっています。

●施策展開●

基本施策 ①地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援センターについては、今後、土曜日開設やサークル活動の拡充、また、支援センターがない油谷地区については、出張ひろばの開設と地域で行われている子育てサロンとのタイアップにより、サービスの向上に努めます。

保育園と幼稚園の子育て支援センターを紹介する子育て支援カレンダーをさらに充実し、各支援センターでは、母親の子育て不安を少しでも取り除くために楽しい趣向を企画し、相談体制の充実に努めます。あわせて、私立幼稚園の子育て支援に対する取り組みに対して、公的支援を引き続き行っていきます。

病児保育事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業についてはPR活動に努め、認知度の向上に努めます。

子ども未来室独自のホームページを構築し、子育てに関わる情報を積極的に提供していくとともに、投稿コーナーの導入により、保護者からの意見・要望に対して双方向で対応できるシステム整備を行っていきます。



H21.11月 子育て文化創造フェスタでの
深川幼稚園子育て支援センターの様子



ながとキッズ・メディカル・ケアルーム（病児保育）

主な取組	内容	窓口担当
子育て支援センターの運営に関する こと	公立3園の子育て支援センターをひろば型にサービスを拡大し、これまでセンターがなかった油谷地区に出張ひろばを開設します。子育てサークルを発掘・継続させるため、指導員がアドバイザーとしての役割を担い、円滑なサークル運営に努めます。	地域福祉課
公立・私立の隔たりがない子育て支援の 充実	乳幼児を持つ保護者が公立・私立問わず、どこでも子育て支援を受けられる体制の整備を促進します。	地域福祉課
病児保育の充実	病児保育の普及により、保育園等に行けない病気の子どもを安心して預けられるサービスを確立します。	地域福祉課
子育て短期支援の充実（ショートステイ・トワイライトステイ・休日預かり）	依山湯の家において、保護者が病気や仕事で一時的に養育が困難となった児童を預かります。	地域福祉課
ファミリーサポートセンターの充実	依頼会員・提供会員を増やすため、保護者が集う場や保育園・幼稚園・学校・事業所等に積極的に出向き、周知活動に努めます。	地域福祉課

第4章-3 子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て支援情報の一元化	子育て支援に関わる情報や手続きの一元化を図ります。	地域福祉課
子育てホームページの構築	子育てホームページを構築し、積極的な情報提供や住民からの意見に対して双方向で対応できるシステムを確立します。	地域福祉課

※ひろば型 週3日以上、1日5時間の開館を基本とし、指導員を2名配置させる子育て支援センター制度の1つ。ひろば型の拡充機能として、「出張ひろば」（週1~2回、1日5時間）を開設することができる。

基本施策 ②子育て支援のネットワークづくり

妊婦学級の利用者が、出産後も気軽に交流できるように、子育て支援センターへの案内や、サークル活動の紹介ができる体制づくりを整えていきます。また、子育て家庭を地域全体で助け合うため、公民館と連携し、地域組織活動の育成に努めます。

「わいわいフェスタ」を本市の子育て支援の集大成とし、あわせて、やまぐち子育て県民運動として位置づけることで、本市と県とのつながりを強めます。今後は「わいわいフェスタ」に関わる子育てネットワーク「わいわいネットワーク」の結びつきをより強化にするため、子育て支援の情報交換、あるいは、子育て中の保護者と子育て支援団体が子育て支援への思いを語り合える場としての子育て懇談会（仮称）の実現に努めます。

主な取組	内容	窓口担当
わいわいフェスタの実施	やまぐち子育て県民活動の一環として、地域コーディネーターを中心に子育て支援団体等と行政が連携し、子育て支援イベントを継続して実施します。	地域福祉課
子育て懇談会（仮称）の実施	子育て中の保護者と子育て支援団体等が子育てについて語り合う場をつくります。	地域福祉課
サークル活動の拡充（子育て支援センター・子育てサロン・母親クラブ）	子育て支援センターを拠点として、子育て中の保護者の精神的不安を軽減し、リフレッシュできる場の提供と、子育て支援者の育成を図ります。	地域福祉課

H22.2 わいわいフェスタの様子



基本施策 ③経済的支援の充実

本市の保育料は、国の徴収基準の約 62%で、他市と比較するとかなり安い保育料設定となっています。今後、健全な財政運営を図っていくためにも、受益者負担の原則にのっとり保育料を見直しし、均等割と所得割の区分や階層の細分化などにより、適正な保育料設定を図ります。

主な取組	内 容	窓口担当
各種手当の支給	児童扶養手当、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を国の制度に従って引き続き支給します。また、平成 22 年度から子ども手当を支給します。	地域福祉課 高齢障害課
医療費の助成	乳幼児、ひとり親家庭、重度障害児に対し、医療費の自己負担額を助成します。また、当分の間、一部負担金については市が助成します。	地域福祉課 高齢障害課
就園、就学に対する支援	小・中学校に就学する児童生徒（要保護児童等）の保護者に対し、学用品などの就学に必要な経費の一部を援助します。また、幼稚園に通園させる保護者の負担を軽減するため、入園料・保育料の一部を助成します。	学校教育課 地域福祉課
保育料の改定	財政状況にあった保育園運営をめざし、保育料の改定を行います。	地域福祉課

基本施策 ④ひとり親家庭、障害・発達に遅れのある子どもへの支援

ア ひとり親家庭への支援

母子家庭、父子家庭の親の子育てや生活に対する不安を解消させるため、相談体制の充実に努めます。国においては、平成 22 年度から生活保護の母子加算や父子家庭への児童扶養手当の支給が決定されており、ひとり親家庭全体の福祉の向上を図っていきます。

主な取組	内 容	窓口担当
父子世帯への支援の拡大	母子家庭と同様、福祉医療や児童扶養手当の支給を行っていきます。また、市独自の通学費助成についても、父子家庭への支援拡大を検討していきます。	地域福祉課
相談体制の充実	離婚後のひとり親家庭の自立を支援し、ひとり親の子育て不安の軽減を図ります。	地域福祉課

イ 障害・発達に遅れのある子どもへの支援

心身の障害が疑われる子どもの発達を支援するために、保健センター、児童相談所、医療機関、療育施設、福祉事務所などの関係機関が連携を密にし、障害の早期発見・診断・療育のシステム及び児童デイケア事業を充実するとともに、その家族に対しての育児相談及び支援体制の整備に取り組んでいきます。

発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要です。さらに家族が適切な育児を行えるよう関係機関の連携により支援を行っていきます。

保育園や児童クラブにおいては、障害児の受入れを推進するとともに、保育士や指導員の専門的知識の習得により適切な対応を図っていきます。

主な取組	内 容	市の窓口担当
乳幼児や就学前児童の健診の拡充	乳幼児健康診査をさらに充実させ、障害児の早期発見に努めます。 また、保育園、幼稚園からスムーズに小学校に移行できるよう、関係機関と連携し、5歳児健診の実現をめざします。	健康増進課
障害のある子どもへの療育機能の充実	障害児の成長に応じた療育システムや支援サービスを充実させます。 また、児童デイケア事業の拡充を図り、児童及び保護者の療育支援を行います。	高齢障害課
特別支援教育の推進	特別支援スーパーバイザーを配置し、相談、支援を行っていきます。また、必要に応じ、保育園、幼稚園、児童クラブ等への巡回相談を行います。	学校教育課
相談体制の充実	乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもに対する一貫した相談支援体制を充実するとともに、関係機関との情報の共有化を図ります。	健康増進課 高齢障害課 地域福祉課 各支所
教師、保健師、保育士、児童クラブ指導員等のスキルアップに関すること	障害のある園児や児童生徒に関わる人材の専門性を高めるために、研修等による資質の向上に努めます。	学校教育課 高齢障害課 地域福祉課
発達障害に関する情報提供や周知	発達障害に関する情報を提供することにより、発達障害を持つ子どもの健全育成及び保護者の育児不安の緩和を図ります。	高齢障害課 地域福祉課

第4章 計画の内容

基本目標 4 次代を担う子どもの自立を育む人づくり

● これまでの取り組み●

就学前児童にかかる幼保サービスの一元化を目的として、平成 20 年度から幼稚園に関する事務分掌を教育委員会から地域福祉課に移管しました。これにより、公立幼稚園の管理運営や公・私立幼稚園の就園奨励費の手続きを地域福祉課が行っています。地域福祉課では、保育園、幼稚園に関する情報やその他子育て支援に関する情報を一元的に集約し、子育て総合窓口化を図っています。

児童が小学校入学後、スムーズに学校生活に溶け込み、個人個人に適した教育を受けるために、教育委員会が小学校・幼稚園・保育園等と連携をとり、就学前健康診査や5歳児健診（健康増進課による一部モデル事業）を行っています。

私立幼稚園では、多様化する親と地域のニーズに応えるため、地域の子育て支援や親と子の育ちの場として、園庭開放や育児相談、講座等のサービスを充実し、通園児のみならず、地域の未就園児とその親に対する支援を行っています。本市では、こうした私立幼稚園が運営する子育て支援センターに対して、運営費の補助をしています。

【図 4-7】 公・私立幼稚園の現状

園 名	土曜預かり	開所時間	延長預かり	子育て支援
(公立) 宗頭幼稚園	×	8:00~15:30	×	×
(私立) あおい幼稚園	○	7:30~19:00	○	月~土
(私立) 深川幼稚園	○	8:00~18:00	○	月~土

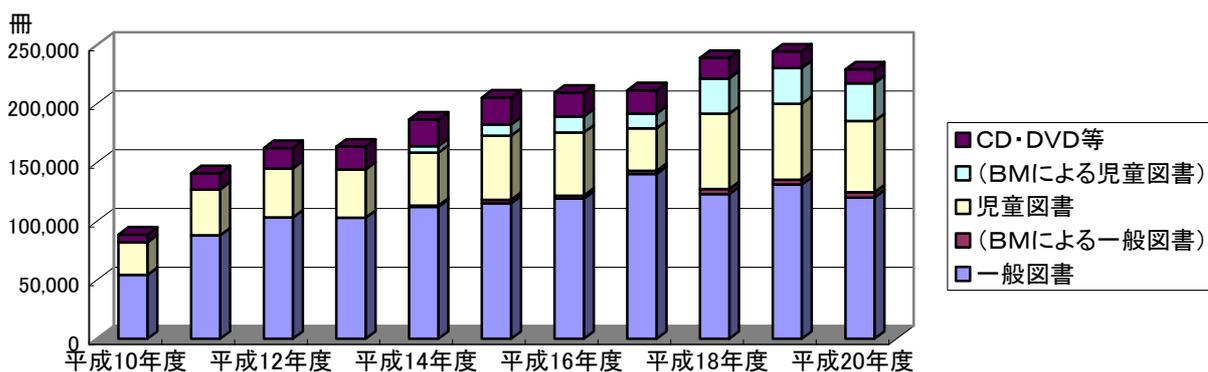
平成 18 年度に、良好な教育環境を確保するため、市内小中学校の学校適正配置方針を策定し、小・中学校の適正配置を推進しています。

子どもの居場所づくりとして、黄波戸地区（神田小）と俵山地区（俵山小）に放課後子ども教室を設置し、地域の教育力を生かした取り組みを行っています。

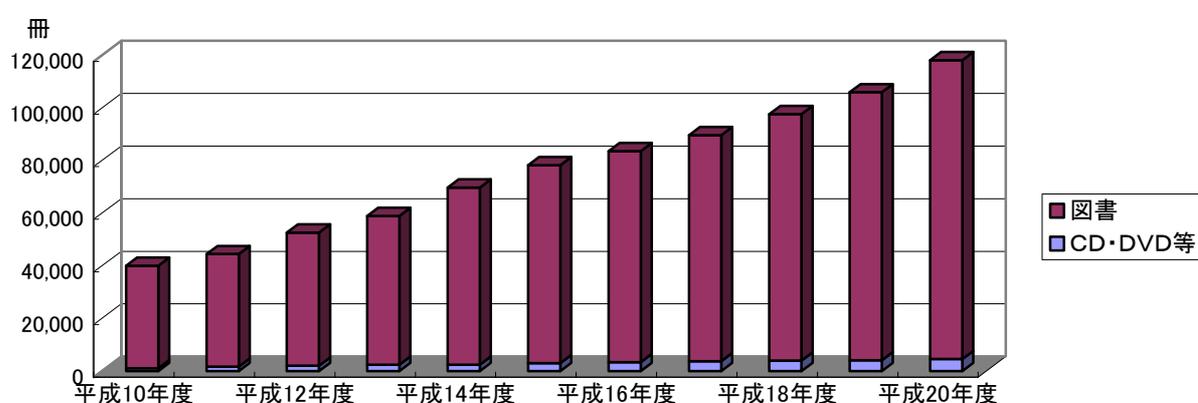
教育委員会や各公民館では、子どもの想像力や豊かな人間性を育むために、さまざまな遊びや学習の場を提供しています。

平成 10 年に開館した長門市立図書館は、利用者数、貸出冊数ともに飛躍的に増加し、平成 14 年度には移動図書館（BM）を開始。平成 19 年には、読書活動を通して郷土の子どもに金子みすゞの感性やまなざしを受け継いでほしいといった願いから、長門市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動推進のための方策を講じてきたところです。

【図4-8】 市立図書館の貸出冊数の推移



【図4-9】 市立図書館における蔵書の推移



●課題●

今日の子どもは物質的にも恵まれ周囲からも大切にされていますが、一方で、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で行動する体験が減少し、人間関係をつくる力が弱くなっていると指摘されています。また、少子化という環境にあって、乳幼児と接する経験が少なく、育児に関する経験や知識に乏しいまま大人になり、親となる若者も増えています。

●施策展開●

基本施策 ①幼児期の教育環境の充実

幼児期は、人や自然・物との豊かな関わりを通して、人格形成の基礎をつくる大切な時期です。子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの育ちをしっかりと受け止め、見透し、援助していくことが大切です。また、子どもを一人の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助することが重要です。

基本的な能力や態度の低下が指摘されている中、幼稚園や保育園等における遊ぶ力や学ぶ力の基礎づくりに取り組み、幼児教育から小学校教育へとなめらかに移行し接続するために、きめ細かな指導体制を構築します。

主な取組	内 容	市の担当窓口
幼児教育の推進	実践的研究を行うことによって、教育内容、指導方法の改善・充実を図っていきます。	学校教育課
保育所における養護と教育の一体的な実施	新保育所保育指針を十二分に理解し、保育現場で養護的側面と教育的側面を一体的に展開していきます。	地域福祉課
幼保・小連携教育の推進に関すること	幼保・小連携教育推進協議会を開催し、接続期における発達課題の検証や指導の工夫をしたり、家庭との連携を強化していきます。	学校教育課 地域福祉課
私立幼稚園子育て支援センターへの支援	子育て支援センターを運営する私立幼稚園に対し、その運営に要する経費の一部を助成します。	地域福祉課
認定こども園の導入に向けた調査研究	年々増加する3歳未満児の保育ニーズに応えるため、認定こども園の導入をめざします。	地域福祉課

基本施策 ②学校教育環境の充実

児童生徒が学習する場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場である学校を改善・充実させるため、施設の新設・増改築や大規模改造等を計画的に進めていきます。

学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の情報等を提供するなど、開かれた学校づくりを進めるため、地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱します。

各学校において「生きる力」を育むために、これまで以上に一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ることが必要であり、そのための授業改善の方法の一つとして、少人数指導や習熟度別学習を実施します。

総合的な学習の時間等において、地域の人材を積極的に活用した教育活動を支援するとともに、開かれた特色ある学校づくりに関する実践的な研究を行います。

金子みすゞをはじめとした地域の教育素材を活用して「心の教育」を推進するとともに道徳教育の充実に努めます。

主な取組	内 容	市の窓口担当
学校適正配置の推進	市内小中学校適正配置方針に基づき、小・中学校の適正な配置を推進します。	教育総務課
学校施設整備の推進	施設の新設、増改築や大規模改造等を計画的に進めます。	教育総務課
確かな学力の向上	少人数指導や習熟度別学習のほか、学力向上支援員を派遣し、一人ひとりの学力を伸ばすためのきめ細かな指導を推進します。	学校教育課
豊かな心の育成	金子みすゞをはじめとした地域の教育素材を活用し、「心の教育」を推進するとともに、道徳教育の充実に努めます。	学校教育課

健やかな体の育成	子どもの健やかな体づくりのため、各学校が工夫をこらした取組を展開します。	学校教育課 各学校
信頼される学校づくり	学校評議員制度や、学校支援ボランティア制度の活用、あるいは運営協議会の設置など、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。	学校教育課 生涯学習スポーツ振興課

基本施策 ③家庭や地域教育力の向上

小・中学校、保育園、幼稚園の保護者による家庭教育学級の開設を支援し、「家庭」がすべての教育の出発点と言われるゆえんを再認識し、家庭の教育力の回復向上に努めます。

地域のお年寄りから教員OBなど多彩なコーディネーターの下、放課後、異年齢の子ども誰もが気軽に利用でき、主体的な活動ができる放課後子ども教室をさらに推進し、子どもの居場所づくりを支援します。

子どもにとっての読書は、乳幼児期の言葉の体験から始まります。子どもの発達段階に応じて物語やお話の楽しさに出会い、好奇心を満たし、豊かな心を育むためには、読書の喜びをともに分かち合う大人の存在が不可欠です。保護者に読書の大切さを訴えるために、啓発活動の推進や、身近な公共施設への絵本の設置、読み聞かせボランティアグループによるおはなしの会や出前サービス、いつでも、どこでも楽しめる読書環境をめざした移動図書館車による全域サービスのさらなる充実を図ります。

図書館や各公民館については、住民の交流の場、憩いの場、そして、学習する場の拠点として重要な位置づけにあります。乳幼児から大人まで幅広い層の年齢が利用しやすい魅力ある事業の運営や、住民のニーズに柔軟に対応したサービスの提供をめざします。

子どもが、心身ともに調和の取れた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。

豊かな自然環境、人間性あふれる地域性を最大限に活用し、体験学習として修学旅行や農家体験を受け入れ、それらの取り組みに地元の子どもの交流することなどを通して、長門市のよさを再認識していきます。

地域住民や関係機関の協力により、学校と地域とのパートナーシップの下で、地域で学校を支える体制づくりの推進、自然体験や農漁業体験などの多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進を図ります。

子どもの多様なスポーツニーズに応えるため、地域のスポーツ環境の更なる充実を図ります。

主な取組	内容	市の窓口担当
家庭教育に関すること	幼稚園・保育園・小学校・中学校に家庭教育学級を設置し、家庭の教育力の回復向上に努めます。	生涯学習スポーツ振興課
家庭教育訪問支援事業の実施	家庭でのしつけや子育てに悩む保護者に対し、訪問による相談や情報の提供などきめ細かい支援を図ります。	生涯学習スポーツ振興課

第4章-4 次代を担う子どもの自立を育む人づくり

放課後子ども教室の推進	異年齢の子どもが集い、地域の教育力を生かした多彩な活動により、放課後の子どもの健やかな居場所づくりを推進します。	生涯学習スポーツ振興課
本と親しむ活動の推進	ぐるブック号の活用や読み聞かせ事業により、子どもに本に親しむ機会を増やし、豊かな子どもの感性を育みます。 また、学校において読書時間を設定し、朝読書など子どもが本に集中できる環境を構築します。	図書館 各学校
図書館機能の充実	検索システム等の導入により、多様化する住民ニーズに的確に対応していきます。 また、行政情報、医療情報の提供、地域情報・地域文化の発信をあわせ持つ情報基地としての機能的な図書館をめざします。	図書館
交流の場、憩いの場としての住民サービスの充実	市民の生涯学習の展示や文化講演、図書館まつり・公民館まつりなど、生涯学習の拠点・交流の場としての充実を図ります。	図書館 各公民館
自然・芸術・文化体験など多様な体験機会の拡大	子どもが心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、自然体験や芸術・文化体験などの遊びや学習を通して子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。	生涯学習スポーツ振興課 生活環境課 企画政策課 みすゞ記念館 香月泰男美術館 村田清風記念館 各公民館
伝統・芸術活動の推進	子どもに伝統文化の継承者としての意識の醸成を図るため、文化財に接する機会を増やします。 また、子どもの芸術活動を支援し、たくさんの子どもに夢を与える活動を展開します。	生涯学習スポーツ振興課 文化財保護室 各公民館 各学校 ラポールゆや
国際交流の推進	文化・スポーツを通じて、交流のある友好都市等の子どもと交流し、国際感覚の醸成を図ります。	秘書広報課
体験修学旅行や農家体験などの受入れ	地元の自然環境や地域性を生かして、体験修学旅行や農家体験などを受け入れていきます。	企画政策課 観光課
職業観の醸成	学校、事業所、地域等が連携し、子どもに職場体験をさせることで、職業観の育成に努めます。	各学校
スポーツ少年団への活動支援	スポーツを通じて子どもの健全育成を図るため、引き続きスポーツ少年団の活動を支援します。	生涯学習スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの整備	地域において、子どもからシルバー世代までスポーツを愛好する人々が参加できるスポーツクラブの立ち上げに対して、情報提供など側面的な支援を行います。	生涯学習スポーツ振興課

第5章 計画の内容

基本目標 5 健やかに産み育てる環境づくり

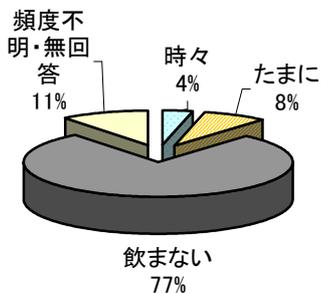
●これまでの取り組み●

国事業として、年14回の妊婦検診受診票が交付されたことにより、子どもを産みやすい環境が制度化され、また、不妊治療の夫婦への支援もさらに充実してきたところです。

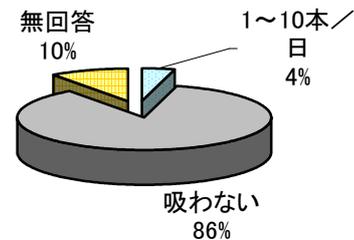
育児学級や育児相談では、離乳食のすすめ方や事故防止の啓発などにより子どもの成長・発達を気軽にチェックできる場、あるいは母親の交流の場として育児不安の軽減を図ってきました。

また、安全な妊娠・出産を支援するために、妊娠中の飲酒、喫煙対策、あるいは、妊婦の貧血対策に取り組んできました。

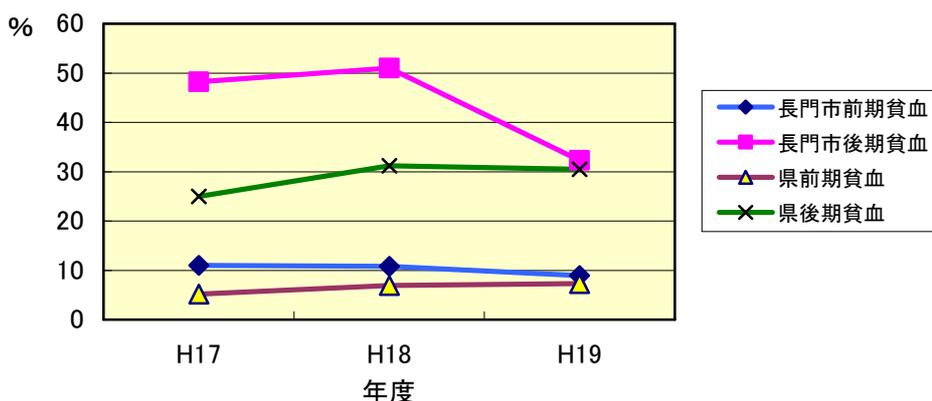
【図5-1】 妊娠中の飲酒(H19年度)



【図5-2】 妊娠中の喫煙(H19年度)



【図5-3】 妊婦の貧血割合の推移
(妊婦一般健康診査受診票より)



市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力（食ベ力）を学び実践することにより、心身ともに健全な人生を送ることができる人を育むことを目的として、「長門市食育推進計画」を策定しました。市民が「食」について考え、実践する日として、毎月19日を「ながと 食の日」とし、学校給食や保育園などの給食において地場産食材や郷土料理をメニューに加え、地元の食や伝統的な食文化を学ぶ場を提供しています。また、朝食を食べることで体にエネルギー

ギーを補給し、集中力・やる気・体力を発揮し 1 日のリズムを整えるため、各学校では、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進をしています。



H21.9.26 東深川保育園ミニ田んぼ収穫



H21.10.30 みのり保育園 本当の旨味を知ろう

●課題●

近年の、社会環境や生活様式の変化により、食習慣などの子どもの生活リズムが乱れ、学童期の肥満や若い女性のやせすぎ等の問題が大きくなり取り上げられています。

次世代育成支援行動計画ニーズ調査によると、保護者の要望が高いものの一つに、通学路の安全性があります。深川小学校周辺の通学路のように交通量が多く狭い道路には歩道の確保を、人影の少ない通学路には外灯や防犯灯の設置が強く求められています。

また、公共交通機関の便が少なく、バスとJRの接続が悪いことから、遠距離通学者は大変不便を感じているという意見から、バス路線の効果的な運行の促進が必要となっています。

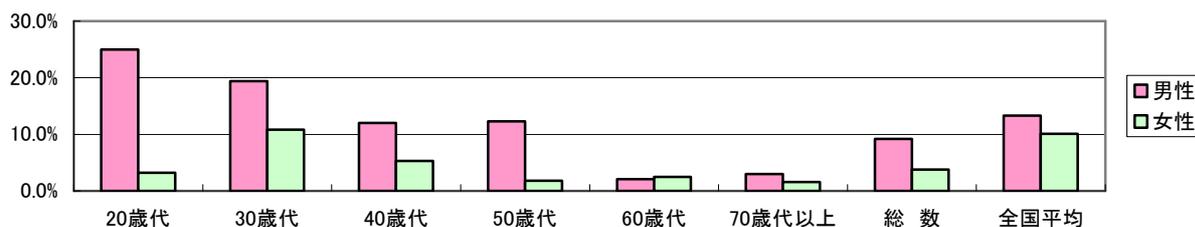
核家族化や食の外部化、生活の夜型化が進み、食に関する基礎的な知識不足や調理技術の低下、朝食の欠食などが、家庭における食育機能低下を表しています。

【図 5-4】子どもの平均起床・就寝時刻

起床・就寝時刻	平均起床時刻	平均就寝時刻
5歳児	7:17	21:09
小学5年生 男子	6:37	21:47
小学5年生 女子	6:40	22:03
中学2年生 男子	6:40	23:07
中学2年生 女子	6:42	23:35

資料) 長門市「食育に関する生活習慣調査」、「長門市子どもの食生活習慣・生活習慣調査」

【図 5-5】年代別における朝食の欠食率



資料) 「食に関するアンケート」

子育て家庭の大きな関心の1つに「公園・遊び場」があります。乳幼児が安心して遊べるところや雨天の日の遊び場、あるいは、小学生が運動場以外に遊べるところなど、多くのニーズが寄せられています。



長門市総合公園の大型遊具

●施策展開●

基本施策 ①子どもや母親の健康の確保

妊婦一般健康診査や妊婦学級などの健康教育、妊産婦・女性の健康相談、不妊治療中の夫婦の精神的・経済的な支援体制等を一層充実させることにより、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備します。



H22.1 家族学級の様子

また、医療等の進歩により、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全な妊娠・出産を支援するためには、流・早産や低出生体重児出産（※）の危険因子となる飲酒や喫煙対策に引き続き取り組んでいきます。

※ 低出生体重児：以前は未熟児と読んでいましたが、出生 2,500g 未満の子どもたちを今は低出生体重児といいます。中でも 1,500g 未満の子を極低出生体重児、1,000g 未満の子を超低出生体重児と呼びます。

主な取組	内 容	市の窓口担当
安全な妊娠・出産への支援	妊婦一般健康診査や妊婦学級の開催により、妊娠から出産まで一貫した支援を行います。 また、不妊治療費助成により、不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
育児不安の軽減	育児相談、あるいは保健師や母子保健推進員らによる訪問により、子どもの成長・発達を見守り、保護者の育児不安の軽減を図ります。	健康増進課 各支所
子どもと母親への健康支援	乳幼児一般健康診査や育児学級の開催により乳幼児の健康の保持・増進を図ります。 また、親子のむし歯の早期発見や正しい歯科保健知識を普及するため、幼児歯科健康診査やむし歯予防教室等を行います。 母親の健康確保のため、乳がん・子宮がん検診の受診を促進します。	健康増進課
学校保健との連携	乳幼児、児童生徒及びその親に対して子どもの生活リズムや食生活、歯の健康に関する啓発を行います。	健康増進課
母子保健推進協議会活動の充実	安心して子どもを生み育てるための地域活動として、訪問活動や親子の輪づくり活動を展開します。	健康増進課 各支所

基本施策 ②小児医療の充実

小児医療ではかかりつけ(小児科)医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

子育てしやすい環境を整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように小児医療体制の推進を図ります。

主な取組	内 容	市の窓口担当
小児医療の充実	子どもの緊急時にも安心して医療を受けることができるように関係機関と連携し、体制の整備を図ります。	健康増進課
休日・夜間救急医療体制についての啓発	一次救急医療と二次救急医療との役割の周知徹底や適切な受診について啓発していきます。	健康増進課



小児救急（長門総合病院）

基本施策③ 食育の推進

長門市食育推進計画に基づき、市民、地域や各種団体、行政などがそれぞれの立場から「食」について考え、共に取り組み、地場産品のすばらしさや引き継がれてきた食文化を活かした食育の推進をめざします。

主な取組	内 容	市の窓口担当
食の知識の普及	食に関する各種事業（学級・教室・相談・健診・授業・給食など）を通して食の知識の普及を図ります。	健康増進課 学校教育課 地域福祉課 生涯学習スポーツ振興課
食への感謝の心の育成	農林漁業体験や保護者の参加による収穫・クッキング・ゴミ関係出前講座や給食などにより、食に対する意識啓発を図ります。	地域福祉課 学校教育課 農林課 生活環境課
地産地消の推進と食文化の継承	関係機関との連携により、各種事業（水産物需要拡大・魚食普及・園芸産地の育成振興・畜産堆肥活用・くじら文化交流・三世代交流）を推進します。	商工水産課 農林課 高齢障害課
安心・安全な食の提供	国・県・JA等との連携により、適切な農薬使用やエコファーマー・エコ農産物を推進します。	農林課
ながと食の発信	各種イベント（お魚まつり・ふるさとまつり）による農水産物のPRとツーリズム推進事業などにより、長門の食材や加工品も郷土料理を全国に発信し、関係者との連携や交流を深めます。	商工水産課 観光課 農林課 企画政策課



写真提供：食育推進計画「ながとお魚まつり」



写真提供：食育推進計画「通中学校 三世代交流」

基本施策④ 良好な居住環境の確保

子どもが安心・安全に登下校できるように通学路を見直し、危険箇所については、歩道や防犯灯の設置を促進します。

中心地から離れている所に住んでいる者がスムーズに遠距離通学できるように、バス路線の効果的な運行を促進します。

妊産婦・乳幼児連れなどすべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を図り、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進していきます。

主な取組	内容	市の窓口担当
安心・安全な通学路づくり	児童生徒が安心・安全に登下校できるよう、危険な箇所については、歩道の確保やカーブミラー・区画線の設置など適切に対応していきます。	都市建設課 各支所 総務課
外灯・防犯灯の設置	暗くなって帰宅する児童生徒等の安全を確保するため、外灯や防犯灯の設置を推進します。	都市建設課 各支所 総務課
バス路線の効果的な運行の促進	JRとの接続がスムーズに行えるよう、バス路線の効果的な運行を促進します。	商工水産課
バリアフリー化の推進	道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を図ります。 また、子育て世帯へのバリアフリー情報を提供していきます。	各事業担当 地域福祉課
公的住宅の供給	市営住宅の募集時において、ひとり親家庭の世帯については、優遇制度を検討します。	都市建設課

基本施策⑤ 安心・安全なまちづくりの推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を密にし、特に、学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や各地域に発足している子ども見守り隊と連携したパトロール活動をさらに推進します。

学校や保育所等の施設や周辺の安全点検、危機管理マニュアルの作成、警察・消防署等との協力による防犯・火災訓練の実施により、安全対策の推進を図ります。

子どもを交通安全から守るため、警察、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策や交通安全教育を推進します。

主な取組	内 容	市の窓口担当
通学路安全対策の推進	学校において、通学路の危険箇所を把握し、地域や保護者の協力を得て、登下校時のパトロール活動や声かけ運動を推進します。	学校教育課 各学校
学校施設等安全対策の推進	学校等の施設や周辺の安全点検、危機管理マニュアルの作成、警察・消防等との協力による防犯・火災訓練の実施などにより、学校や保育園等の安全対策の推進を図る。	教育総務課 消防本部 学校教育課 地域福祉課
情報ネットワークの普及	学校において、緊急時に保護者に即座に情報提供できるよう、携帯電話を活用した情報ネットワークを普及します。	学校教育課 各学校
交通安全教室の実施	小学生を対象とした交通安全教室や自転車交通安全教室を実施します。	学校教育課 各学校
不審者情報等の連絡体制の徹底	警察や県からの不審者情報等を速やかに関係機関に連絡できる体制を徹底します。	地域福祉課 学校教育課 総務課

基本施策⑥ 公園・遊び場の充実

市内の公園や児童遊園を統括的に管理するシステムの構築をめざし、遊具等の設備の適正管理に努め、安心して利用できる公園づくりを進めます。

また、市内の遊び場やお出かけ情報を紹介するとともに、利用者の声をタイムリーに聞くことのできる情報システムの構築をめざします。

主な取組	内 容	市の窓口担当
公園の一元管理に向けた取組	市内の公園や児童遊園を統括的に管理するシステムの構築をめざします。	都市建設課 地域福祉課 財政課 各支所
職員の点検技術の向上	業者による定期点検以外に、日常的に施設管理者が遊具を点検できるよう安全に対する知識と確かな技術を身に付けるための講習会等に積極的に参加します。	都市建設課 地域福祉課 (各保育園) 各支所
公園等の適正な維持管理	都市公園等を計画的に整備、管理するほか、児童遊園などの点検、維持管理を継続して行います。 また、「市民安全安心の日」の取組みとして、市内の公園や広場等の一斉点検を行います。	都市建設課 地域福祉課 各支所 総務課
遊び場情報提供システムの構築	遊び場等に関する情報を広く住民に周知し、また、利用者からの意見にタイムリーに対応できるシステムを構築します。	地域福祉課
市民協働による維持管理の推進	地域にある公園については、宝くじ助成制度等を活用した備品購入等により、市民協働による維持管理を検討します。	都市建設課 地域福祉課 各支所

① 目標事業量の設定

計画の目標年度である平成26年度までに達成すべき目標事業量とともに、新待機児童ゼロ作戦（平成20年厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量を次のとおり設定します。

なお、通常保育と放課後児童健全育成事業は、新待機児童ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である平成22年も設定します。

また、目標事業量は施策の評価結果によっては計画期間中であっても見直すこととします。

	現状（H21）	H22	H26	H29
認可保育所（0～2歳）	227人	439人	391人	370人
認可保育所（3～5歳）	549人	461人	420人	392人
保育5サービス（0～2歳） うち家庭的保育事業	0人	13人	12人	11人
保育5サービス（3～5歳） うち家庭的保育事業	0人	14人	13人	12人
保育6サービス（3～5歳） うち認可保育+家庭的保育+幼稚園預かり保育	630人	542人	494人	461人
特定保育事業	0か所	—	0か所	0か所
延長保育事業	4か所	—	4か所	4か所
夜間保育事業	0か所	—	0か所	0か所
トワイライトステイ事業	1か所	—	1か所	1か所
休日保育事業	0か所	—	1か所	1か所
ショートステイ事業	1か所	—	1か所	1か所
病児保育事業	1か所	—	※注 1か所	※注 1か所
一時預かり事業	6か所	—	8か所	8か所
放課後児童健全育成事業	5か所	5か所	5か所	5か所
放課後子ども教室	2か所	—	3か所	3か所
地域子育て支援拠点事業	5か所	—	6か所	6か所
ファミリーサポートセンター事業	1か所	—	4か所	4か所

※ 注 病児保育事業の目標数値について

病気やケガで保育サービスができなかったという回答から病児保育のニーズ度を割り出すと10か所相当に値するが、事業の利用度や地域のサービス供給体制を踏まえると、現状維持の1か所となる。

② 計画の推進体制

次世代育成支援対策は、児童福祉、母子福祉、障害福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるため、関係部局が連携して総合的な庁内の推進体制を組織する必要があります。

後期計画を策定するにあたり、庁内関係部局と今後の方向性を検討しました。計画策定後は、毎年、次世代育成支援対策地域協議会において計画の進捗状況を総合的に検証し、その結果を公表するとともに、社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行っていきます。

●後期計画の策定スケジュール

平成20年8月 ニーズ調査の実施

平成21年1月 地域懇談会「トーク and トーク 私の子育て in ながと」の開催（山口県主催）

平成21年5月 ニーズ調査の集計公表

平成21年8月 目標数値の設定

平成21年10月 次世代育成支援対策地域協議会

平成21年10月～平成22年2月 庁内検討期間

平成22年1月 長門市次世代育成支援対策地域協議会幹事会

平成22年2月～3月 パブリックコメント

平成22年3月 次世代育成支援対策地域協議会

平成22年3月 策定・公表

長門市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 18 年 10 月 25 日

告示第 118 号

(改正 平成 19 年 3 月 12 日告示第 35 号)

(改正 平成 22 年 1 月 12 日告示第 1 号)

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条の規定に基づき、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定及び推進について審議するため、長門市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び推進に関し、意見を述べ必要な助言を行うこと。
- (2) 行動計画の評価及び進行管理に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育て支援サービスに係る利用者代表
- (3) 地域活動団体代表
- (4) 関係機関代表

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、長門市副市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第7条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事会は、協議会から付託された事項について調査及び研究し、その成果を協議会に報告しなければならない。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は、市民福祉部長をもって充て、幹事会を総括する。

5 副幹事長は、地域福祉課長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

7 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議を招集し、その議長となる。

8 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び幹事会の庶務は、地域福祉課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第35号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第1号）

この告示は、平成22年1月12日から施行する。

別表(第7条関係)

(幹事)

企画総務部長

市民福祉部長

経済振興部長

建設部長

教育委員会教育次長

三隅支所長

日置支所長

油谷支所長

地域福祉課長